

2 1

この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に利害関係を生ずるような目的には使用しません。この調査の事務に従事する者が調査の内容を他に明らかにした場合等は同法によって処罰されます。

都道府県番号		市区町村番号		昭和35年商業統計調査				調査区番号		(市区郡単位) 一連番号	
○		○		指定統計第23号 商業調査票乙				○		○	
1 商店名(ふりがな)				2 商店所在地 (都道府県名以下番地まで記入して下さい) (電話 局 番 番地)							
3 商店の年		現在の場所での現在の事業を始めた年を記入して下さい。		明治 年 大正 年 昭和 年		6 売場面積		1坪=3.3平方メートル		平方メートル	
4 事業主の前歴		昭和33年7月1日以後に商業を始めた事業主は、それ以前は何をやっていましたか。該当する番号を○でかこんで下さい。		1 給与その他の賃金を受けていたもの 2 事業主 3 家族従業者 4 無職(学生を含む。)		7 従業者数		区分		事業主および家族従業者 臨時・日雇の労働者	
5 事業協同組合の加入の有無		該当する番号を○でかこんで下さい。		1 加入している 2 加入していない		8 月間商品販売額		昭和35年5月1日から5月31日まで		単位 千万 百万 十万 万 千円	
9 商品販売額		昭和34年6月1日から昭和35年5月31日まで		イ 卸売金額		ロ 仕入商品を小売したもの		ハ 自己製の商品を小売したもの		合計	
10 商品販売額の別割		昭和34年6月1日から昭和35年5月31日まで		※		※		※		※	
11 商品販売額および商品手持額		※		※ 分類番号		商品名 (商品分類表による) (記入して下さい)		商品販売額 (年間)		商品手持額 (昭和35年6月1日現在)	
12 商品販売額の別割		現金販売		信託販売		用 販 売		割 賦 販 売		掛 売 ・ 其 他	
13 代理・仲立による手数料収入額		昭和34年6月1日から昭和35年5月31日まで		※		手数料収入額		取 扱 額		主な取扱商品名	
14 修理料・サービスの料等収入額		昭和34年6月1日から昭和35年5月31日まで		※		商品販売に関連する修理料・サービスの料等の収入額		事業所のその他の収入額		主な業務	
備考				申告者の記名および押印				調査員押印		市区町村職員押印	
※ 符号		市区郡		3		4		5		6	
										業 態 業 種 票 番	

○欄は市区町村で記入して下さい。◎欄は都道府県で記入して下さい。※欄は記入しないで下さい。

通商産業省

# 記入注意

## 1 一般事項

- (1) 調査票は、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
- (2) 調査の時期に休業している商店もこの調査票を提出して下さい。ただし、昭和35年3月1日以前から引続き休業している商店は、その必要はありません。

## 2 調査事項

- (1) 商店名 商号、屋号を記入して下さい。それがない場合には事業主の氏名を記入して下さい。
  - (2) 商店所在地 一定の区画、または建物内にあるときはその区画または建物の名称を、たとえば「〇〇市場内」「〇〇ビル2階」のように付記して下さい。
  - (3) 商店の開設年 この店が現在の場所で現在の事業を始めた年を記入して下さい。なお、慶応以前の場合は、その年号と開設年を明治の上の空欄に記入して下さい。
  - (6) 売場面積
    - (イ) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入して下さい。従つて、店または売場を他の人から借りて経営している場合であっても、実際に使用している売場の面積を記入して下さい。
    - (ロ) 売場面積には陳列棚、ショーウィンドウ、客用の接待所、階段、通路、および洗面所を含み、事務室、倉庫は除いて下さい。
    - (ハ) 自己製の商品を販売している小売業者の場合、商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないで下さい。
  - (7) 従業者数
    - (イ) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。主として家事に従事している者は含めません。
    - (ロ) 「臨時、日雇の労働者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。
  - (8) 商品販売額 商品販売額は次のようにして記入して下さい。
    - (イ) 商品の代金全額を受け取つたときは、商品の引渡し以前でも代金受取時をもつて販売の行なわれたものとします。
    - (ロ) 商品を引き渡（発送）したときは、その時をもつて販売が行なわれ、かつ、代金が全部支払われたものとして全額を計上して下さい。
    - (ハ) 掛売、割賦およびチケット販売の場合は、商品を引渡したときに、その代金の全額を販売額として計上して下さい。
    - (ニ) 他に販売を委託した場合は、受託者よりその代金を受取つたとき、または販売済の通知があつたときに、販売額に計上して下さい。
    - (ホ) 他から商品の販売の委託を受けている場合、その受託品の販売額は、その店が卸売業者であれば、販売額に計上しないが、収入額は手数料収入として計上します。小売業者であれば、その店の販売額として計上して下さい。
    - (ヘ) 自家消費（業務用を除く。）した商品は、その全額を販売額に含めて下さい。
  - (10) 商品販売額の仕入先別割合
    - (イ) 商品仕入先割合は、昭和34年6月1日より昭和35年5月31日までの1か年間の販売商品について、その販売額（販売額によれない場合は仕入額）の仕入先別の割合によつて記入して下さい。
    - (ロ) 製造小売、製造問屋が専業のときは記入しません。ただし、仕入販売をあわせ行なっているときは、その仕入商品の販売額を(イ)の例によつて記入して下さい。
    - (ハ) 商品仕入先の地域区分は、商品の生産地または発送先でなく取引の相手方の所在地によつて記入して下さい。
- (11-1) 商品名 商品名は、調査員がもつている商品分類表によつて、卸売したときは、卸売部門の商品名を、また小売したときは、小売部門の商品名を記入して、とくに卸売、小売の区別を明記して下さい。該当する商品名が2つ以上ある場合は、過去1か年間

の販売額の多いものから順に記入し、販売額が総額の1割に満たない商品については、便宜「その他」という名称で一括して、最後の欄に記入しても差し支えありません。ただし「その他」は総額の1割を越えないようにして下さい。

- (11-2) 商品手持額 商品手持額は、調査日（昭和35年6月1日）現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額をつぎのようにして記入して下さい。
  - (イ) 商品手持額の評価は、仕入原価によります。ただしそれが困難な場合は、時価または販売価格のいずれによつても差し支えありません。
  - (ロ) 営業倉庫または他の場所にある自家倉庫、置場等に保管している商品も手持額に含めて下さい。
  - (ハ) 製造問屋、製造小売業および飲食店等で所有している原材料および半製品は含めません。
  - (ニ) 買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも、これを商品手持額に含めて下さい。
  - (ホ) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、また他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。
- (12) 商品販売額の販売方法別割合のうちの「チケット販売」、「割賦販売」
  - (イ) 「チケット販売」とは、チケット発行団体（信用販売会社、専門店会、優良店会、模範店会、商店会協同組合等）が発行する証券（チケット、クーポン等）または、自分の店が単独で発行する証券と引替えに商品の引渡しをする方法をいいます。ただし、この証券によつて販売した代金は、2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して買手が支払うことがあらかじめ定められているものに限り、かつ、3回以上に分割して受け取ることを買手と契約した場合をいいます。この場合に、相手方に銀行等を指定して、2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して預金させ、その預金のうちからその代金を受け取ることを契約するもの（いわゆる文化預金方式）もこれに含めます。したがつて、商品の代金を全額預金した後、商品を引き渡す場合は「現金販売」の欄に記入して下さい。
  - (ロ) 「割賦販売」とは、商品の販売に際し、あらかじめ定められた基準にしたがつてその代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受け取ることを買手と契約した場合をいいます。この場合に、相手方に銀行等を指定して、2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して預金させ、その預金のうちからその代金を受け取ることを契約するもの（いわゆる文化預金方式）もこれに含めます。したがつて、商品の代金を全額預金した後、商品を引き渡す場合は「現金販売」の欄に記入して下さい。
- (13) 代理、仲立による手数料収入額
  - (イ) 一定の売手または買手のための商品売買の代理をしている業者（代理商）および売手または買手のどちらにも従属しないで、第三者の立場で商品売買の仲介をする業者（仲立商）は、この欄に手数料収入額、取扱額および主な取扱商品名を記入して下さい。
  - (ロ) 「主な取扱商品名」は、商品分類表（卸売部門）によつて記入して下さい。ただしこれによれないときは一般に用いられている呼称によつて記入して下さい。
- (14) 修理料、サービス料等の収入額
  - (イ) 商品を販売するかたわら、それに関連して修理またはサービス業を営んでいる場合は、その関連している業務および修理料またはサービス料を「商品販売に関連する修理料、サービス料等の収入額」欄に記入して下さい。修理料またはサービス料等とは、時計屋で時計を販売するかたわら修理する場合の修理料、あるいは畳屋における畳の裏返し賃およびふとん屋における綿の打直し賃等のサービス料金をいいます。
  - (ロ) 「事業所のその他の収入額」欄にはこの商店の商品販売、代理・仲立、修理・サービスによる収入以外の収入額を記入して下さい。
  - (ハ) (A) 事業主またはその家族が他の事業所から得る勤労収入は含めません。
  - (ニ) 「主な業務」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」等のように具体的に記入して下さい。
  - (ホ) 不動産、有価証券の販売手数料は、「事業所のその他の収入額」欄に記入して下さい。
- (15) 備考欄の記入事項
  - (1) 昭和34年6月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を記入して下さい。
  - (2) 昭和35年3月1日以降に休業した商店は、その休業した年月日を記入して下さい。